

## 相談情報管理規程

### (適用範囲)

第1条 本規程は SOS 総合相談グループ（以下 SOS という）のすべての会員、社員に適用する。

### (目的)

第2条 この規程は相談業務に関わる情報の取り扱いについて定める。

### (相談情報)

第3条 相談情報とは個別の相談業務での相談者の氏名、相談の内容、相談への回答等の一切の情報をいう。

### (管理、運用責任者)

第4条

- 1.相談情報管理責任者を理事長とする。
- 2.相談情報運用責任者を事務局長とする。

### (個人情報保護規程の遵守)

第5条 相談情報の取り扱いにあたっては個人情報保護規程を遵守しなければならない。

### (相談情報の管理、保存)

第6条

- 1.相談情報は SOS が定めたデータベースで保存するものとし、データベースには利用者登録を行い、利用者 ID、パスワードで保護するものとする。
- 2.データベースを格納するサーバーは適切なネットワークセキュリティ、ウィルス対策を講じるとともに、定期的にバックアップを行うこととする。

### (相談情報の閲覧)

第7条 相談情報は許可されたもの以外は閲覧してはならない。また、閲覧する場合は指定された端末を使用するものとする。

### (相談情報の持ち出し)

第8条 相談情報は許可されたもの場合以外は SOS 事務所外に持ち出してはならない。やむを得ず持ち出す場合は、厳重に管理し、利用後速やかに廃棄しなければならない。

### (相談情報の利用)

第9条 顧客への報告、情報の分析等業務に必要な場合は、相談者を特定できない状態に加工を行うこととする。

### (SOS 事務所外での相談情報管理)

第10条 SOS事務所外で相談業務を行う場合は、「SOS事務所外での相談対応（テレワーク）時における個人情報セキュリティ遵守事項」（2021年11月29日発行）に従うこととする。

附則

（施行期日）

1 本規程は令和4年4月1日から施行する。